

高津区子ども・子育てネットワーク会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもが生き生きと豊かに成長できるよう、子どもに関わる市民とともに情報、場及び機会を共有化するために設置する高津区子ども・子育てネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」といいます。）について、必要な事項を定めます。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第2条第1号に規定する子どもをいいます。
- (2) 市民 川崎市自治基本条例（平成16年川崎市条例第60号）第3条第1号に規定する市民をいいます。

(所掌事務)

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌します。

- (1) 子ども及び子育てに関わる情報に関すること。
- (2) 子ども及び子育てに関わる施設に関すること。
- (3) 地域における子ども及び子育てに関わる活動に関すること。
- (4) ネットワーク会議が主催する事業に関すること。
- (5) その他子ども及び子育て支援に関すること。

(組織等)

第4条 ネットワーク会議は、別表に掲げる関係機関・団体から推薦された者並びにボランティア経験者及び学識経験者を委員とし、組織します。

2 委員の任期は、2年とします。ただし、この期間内に新たに推薦された委員の任期は、前任者の残任期間とします。

3 委員は、再任されることができます。ただし、委員の在任期間については「附属機関等の設置等に関する要綱」を準用するものとします。

(委員長及び副委員長)

第5条 ネットワーク会議に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員の互選により定めます。

2 委員長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表します。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理します。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となります。ただし、委員改選後最初で開催されるネットワーク会議は、高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長（以下「所長」といいます。）が招集します。

2 委員長は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができます。

(幹事会)

第7条 幹事会は委員長、副委員長、部会長及び事務局職員で構成し、高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長が招集し、その議長となります。

2 幹事会は、ネットワーク会議の目的を達成するため、会議の運営・内容等について協議します。

(部会)

第8条 ネットワーク会議は、必要に応じ部会を置くことができます。

2 部会に属すべき委員は、委員長がネットワーク会議に諮って指名するものとします。

3 部会に部会長1人を置き、部会に属する委員の互選により定めます。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の協議の経過及び結果をネットワーク会議に報告します。

5 部会の会議については、第6条の規定を準用します。

(庶務)

第9条 ネットワーク会議の事務を処理するため事務局を高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）に置きます。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、委員長がネットワーク会議に諮って定めるものとします。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行します。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行します。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行します。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行します。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行します。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行します。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行します。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行します。

別 表（第4条関係）

所 属 機 関 ・ 団 体	
1	高津区内子育てグループ
2	高津区内子育てグループ
3	高津区内子育てグループ
4	高津区 PTA 協議会
5	川崎市高津区社会福祉協議会
6	高津区民生委員児童委員協議会(高津地区)
7	高津区民生委員児童委員協議会(橘地区)
8	高津区主任児童委員部会
9	川崎市高津区子ども会連合会
10	高津区青少年指導員連絡協議会
11	高津区地域教育会議
12	すくすく子育てボランティアバンビ
13	川崎市子ども夢パーク
14	高津区内こども文化センター
15	公益社団法人川崎市幼稚園協会
16	高津区内民営保育園
17	高津区内公営保育園
18	高津区内地域子育て支援センター
19	川崎市男女共同参画センター
20	川崎市立小学校長会高津支部
21	川崎市高津市民館
22	川崎市立高津図書館
23	川崎市中央療育センター
24	川崎市中部児童相談所